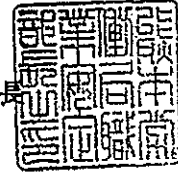




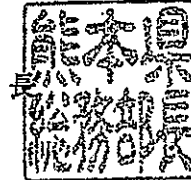
平成27年4月13日

事業主各位

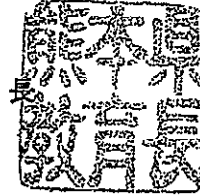
熊本労働局職業安定部長



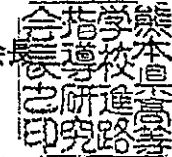
熊本県総務部長



熊本県教育長



熊本県高等学校進路指導研究会会長



新規高等学校卒業者の就職のための選考の取扱いについて

このことについて、文部科学省及び厚生労働省通知に基づき、下記事項について御確認いただき御協力のほどをお願い申し上げます。

特に、選考試験においては、就職差別につながると思われる不適切な面接や作文が依然として行われておりますので、裏面も御参照のうえ格段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 応募書類について

- (1) 統一応募書類以外の社用紙・戸籍謄(抄)本・住民票を生徒に提出させないこと。
- (2) 調査書の「課程名」欄は、熊本県では統一して斜線を引いている
課程名欄に斜線を引く理由は、課程別により、選考に際して不利益を受けることがないようにしたものである。

2 面接について

面接の際、就職差別につながる事柄(本籍地の市町村名、保護者、家族の続柄等の家族関係、家族の職業、学歴、収入、資産、宗教など)についての質問または調査など行わないこと。

3 作文の題について

「私の生き立ち」、「私の家族」、「父を語る」など家庭や生活環境に関わる題の作文は課さないこと。

4 健康診断について

健康診断は、職務を遂行するための適性と能力を判断するために行うものであり、「雇入時健康診断」と称して必要な限度を超えた検査、特に血液検査や尿検査を行うことは個人のプライバシーを侵害する恐れもあるので留意すること。

5 応募前職場見学について

応募前職場見学に参加することを、応募や採用の条件としないこと。